

インターネット上の表現行為 安易な規制・削除は問題と指摘

を講じないよう国の指導を要請しました。省は「国会審議の内容などを参考にしつつ、それぞれの地方公共団体において施策は検討すべきもの」と回答。国による研修などで法の趣旨徹底をあらためて要請しました。

法の6条「部落差別の実態に係る調査」に係わって、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体（教育委員会を含む）が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査、④一般国民に対する意識調査の4項目が取り組まれたが、結果と分析の公表を急ぐことを要請。省は「4つの調査すべてを報告書に取りまとめた上で、できるだけ早い時期に公表したい。時期については決めていない」と回答。

人権啓発パンフなどが40年前前の「結婚や就職の差別」を今も根強く生じているかのごとくとりあげることは、誤った理解を広げ啓発不信を招いていることから、内容は是正を人権啓発センターに働きかけることを求めました。「センターに指摘の内容については伝えられている」と省は回答。

法務省は「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の

立件及び処理について（依命通知）」（2018年12月27日）で「不当な差別的取扱いをすること

を助長誘発する目的があるか否かは問わず、インターネット上に特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報を流通することをもって識別情報の摘示の事実が認められれば原則として削除要請等の措置の対象とする」とした。また「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について（依命通知）」（2019年3月18日）では個人のみならず「集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、①その集団等を構成する

自然人の存在が認められ、かつ、②その集団等に属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）」と認められるのであれば、やはり救済を必要とする『特定の者』に対する差別的言動が行われていると評価すべきこととなる」とした。昨年12月の通知では、「個別具体的事情」「個別の判断」が必要とされているが、「表現の自由」とも関わって慎重な対応が求められる。部落差別の歴史的本質」と

の記述も含め、通知の説明を求めました。

省は通知内容を述べるなかで、「もっとも特定の地域を同和地区であると指摘する書き込みでも、表現の自由の観点等から例外的に削除要請等の措置を講ずることが相当でない場合も考えられ、この例外に該当するかどうかにつきましては、個別に事案ごとに具体的事情を踏まえ慎重に判断している」と、一律の対応ではないこと、恣意性が働きかねないが慎重に検討すべき領域であることも明らかになりました。

人権連から「ある市の意識調査で同和地区や出身者があたかも今日も存在するかのような問いをすることは、新たな差別をつくることになりかねず、省12月通知にも反する」と省の見解を整理すべきと要請。また「識別情報を摘示することその行為が、かつてと今でどれだけの差異、違法性が強い時代と弱くなった時代での受け止め方とか、部落の実態の変化も見ないで、同じ文言で捉えていることの危うさがある」「部落問題の歴史的变化や、いまの到達を示すこと」「ネット上の問題は、なんでも削除ではなく自由言論市場の立場で国民が民主主義の力を蓄えていく方向でみるべき」と強く指摘しました。

（2面に資料）

国土交通省

台風19号による甚大な被害からの復旧・復興を急げ！

国土交通省交渉は、中島純男代表委員を責任者に各県代表10人が参加。省側は宿本尚吾住環境整備室長ら10人が対応しました。

最初に、中島代表委員が交渉の場の設定に感謝を述べた後、宿本室長が「住環境改善にとって少子高齢化に伴う難しい課題がある、本年9月に基本計画を見直し、来年度末を目標に検討する」と述べ、7月に着任以

来、(大阪・京都・宮城・福岡)を視察したと挨拶しました。そして、要求に沿って、各担当が回答しました。

まず、西日本集中豪雨からの復興途上にある中、この夏の台風19号で千曲川(長野県)をはじめ、7県で堤防決壊など甚大な被害に対して、省は、「さまざまな治水事業を組み合わせて治水対策を進めていく」と回答しました。

福岡県の代表からは、「須恵川に砂礫の堆積状況」を写真で示し、下流域で浸水被害が出ている。福岡県は予算がない

と、西日本集中豪雨からの復興途上にある中、この夏の台風19号で千曲川(長野県)をはじめ、7県で堤防決壊など甚大な被害に対して、省は、「国は、国土強靱化対策に取り組んでおり、防災、減災のための取り組みを進めている」と回答しました。

急放流が影響している。ダムの水の管理はどうなっているのかに対して、「ダムの管理は国が行っている場合もあるし、県が行っている場合もある。その他、電力会社が管理しているダムもある。事前放流については管理している所の判断になる」と回答。また、電力会社が管理しているダムも事前放流して対応する企業もでてきたが、真備町水書の教訓は今回の災害にどのように生かされたのかに対して、省は「今回の災害の原因等について検証しているところ。今後の治水対策等に生かさないといけないとは思っている」と回答しました。

補助単価については、再検証により改善している。建物の老朽化と入居者の高齢化に対応するため、建て替え時にエレベーターの設置やバリアフリー化等を考え、計画的に実行している」と回答。さらに、街づくりからも問題となっている、狭小の二戸一住宅の対策について、「耐用年数を超しているものは建て替え等を考えている。居住者の希望があれば払い下げも可能。公営住宅法44条1項、3項に定められており、以前に通知も出している地方整備局の管轄で、承認が必要な場合もある」と回答しました。

最後に、サービス付高齢者向け住宅は、事業所によってその運営内容に差がある。数が増えきており、今後は実際のサービスがどのようになるのかも含めて申請時にチェックする必要があるのでは対して、「現在、サービス付き高齢者向け住宅は24万戸ある。入居を希望している人が判断できると、それぞれの事業所がどのような運営をしているのかネット上で閲覧出来るようにしている。これからも活用してもらえよう積極的に情報発信していく」と答えました。

資料

法務省

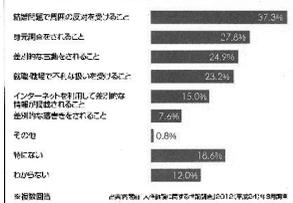
いま起きようとしていること

5 同和問題の現状

(1) いまだ残る差別意識

2002(平成14)年3月に地対特種法が失効し、行政上の同和対策は特別対策から一般対策へ移行しました。同和地区・被差別部落と他の地域との生活実態面での格差は、長年にわたる国や地方公共団体などによる様々な取り組みの結果、相当程度解消されました。しかし、最近でも、同和地区・被差別部落出身者を露骨に中傷する表現や、同和地区・被差別部落の所在を示す書き込みがインターネット上に掲示されるなど、差別意識はまだ解消されたいまではありません。今後とも、差別意識の解消については、人権という観点からの教育・啓発をより一層進めることが重要です。

同和問題に関し、どのような問題が起きていると思うか



(2) 結婚や就職の差別

人は自らの意思で婚や出生地を選ぶことはできません。国にも故郷があり、親しい人がいて、誇りにも感じるのが故郷です。その故郷を人に背けない、故郷が分かれると結婚や就職で差別を受けるということはありません。しかし、結婚する相手や同和地区出身者であるか否かを調べるために、職歴上他人の戸籍謄本などを入手することがある者に依頼するなど、制度を悪用して、不正にその人の戸籍謄本を入手し、その結果、同和地区出身者であることを理由に、本人の人事や当事者の気持ちとは無関係に、結婚の機会を逃がったといった事件も起きたことがあります。

就職差別にも同じような事例があります。1975(昭和50)年頃、全国の同和地区・被差別部落の所在地などを記載した「部落地名総覧」と称する冊子が発行され、相当数の企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採用決定に利用されるなど就職差別につながるものでした。就職差別は、生活にかかわる問題であり、場合によっては命を奪いかねない問題であることを国民として十分に認識する必要があります。

同和問題の解決には、正しい知識を持ってもらうことが重要です。しかし、頭の中ではわかっていても、いざ身ごととなると、は団体などを理由にして正しい判断ができません。悪いとはわかっていても、他人たちが苦しんでいるから、ということになれば、差別を助長することにつながります。



結婚や就職の差別

2017年度人権教育啓発推進センター発行のパンフレットより

急放流が影響している。ダムの水の管理はどうなっているのかに対して、「ダムの管理は国が行っている場合もあるし、県が行っている場合もある。その他、電力会社が管理しているダムもある。事前放流については管理している所の判断になる」と回答。また、電力会社が管理しているダムも事前放流して対応する企業もでてきたが、真備町水書の教訓は今回の災害にどのように生かされたのかに対して、省は「今回の災害の原因等について検証しているところ。今後の治水対策等に生かさないといけないとは思っている」と回答しました。

補助単価については、再検証により改善している。建物の老朽化と入居者の高齢化に対応するため、建て替え時にエレベーターの設置やバリアフリー化等を考え、計画的に実行している」と回答。さらに、街づくりからも問題となっている、狭小の二戸一住宅の対策について、「耐用年数を超しているものは建て替え等を考えている。居住者の希望があれば払い下げも可能。公営住宅法44条1項、3項に定められており、以前に通知も出している地方整備局の管轄で、承認が必要な場合もある」と回答しました。

最後に、サービス付高齢者向け住宅は、事業所によってその運営内容に差がある。数が増えきており、今後は実際のサービスがどのようになるのかも含めて申請時にチェックする必要があるのでは対して、「現在、サービス付き高齢者向け住宅は24万戸ある。入居を希望している人が判断できると、それぞれの事業所がどのような運営をしているのかネット上で閲覧出来るようにしている。これからも活用してもらえよう積極的に情報発信していく」と答えました。